

(別紙1)

家畜生産能力等向上強化推進の事業細目及び具体的な手続き等について

実施要領第2の1の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続き等は、次のとおりとする。

第1 事業の内容

1 乳用牛

遺伝子解析情報を活用した改良手法を活用した、長命連産性や日本の飼養環境に適した、優れた乳用牛の作出の取組及び特色ある優良遺伝資源の活用のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1－1に定めるとおりとする。

2 肉用牛

遺伝子解析情報を活用した新たな評価手法による近交係数の上昇抑制に配慮した生産体制の確立、新たな改良形質に着目したゲノミック評価による繁殖雌牛の選抜の推進、産肉能力以外の形質を含めたデータ収集・活用、肉用牛の出荷時期早期化等の取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1－2に定めるとおりとする。

3 豚

肉質面や繁殖能力に関する新たに実用化された遺伝子解析情報を活用した改良の取組、産肉能力に関するデータ収集体制の構築のための取組及び家畜改良体制の強化の取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1－3に定めるとおりとする。

4 鶏

地鶏等の近交係数の上昇抑制と遺伝資源の再生を可能とする始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の導入及び、その技術の全国的な普及のための取組及び国内育種資源の安定的な供給体制の構築のための取組に対して支援する。

なお、事業細目については、別紙1－4に定めるとおりとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、要綱別表1の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第3 事業実施の手続

1 実施要領第3の1の事業実施計画の様式は下表のとおりとする。

事業の種類	別添様式		提出先
	共通	事業別	
1 乳用牛 (1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進	別紙1様式 第1号	別添1－① ア・イ	畜産局長

(2) 多様な育種素材の評価活用対策		別添 1 -②	畜産局長
2 肉用牛			畜産局長
(1) 地域固有系統の再構築等支援対策		別添 1 -③	畜産局長
(2) 多様な改良形質の活用推進			
① 新たな改良形質の SNP 解析			
(3) 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策			
① 産肉情報基盤の強化・活用		別添 1 -④	畜産局長
② 新たな改良形質の検討・評価		別添 1 -⑤	畜産局長
③ 肉用牛の出荷時期早期化対策		別添 1 -⑥	畜産局長
3 豚			
(1) 遺伝子検査等の推進		別添 1 -⑦	畜産局長
(2) 産肉能力の改良推進		別添 1 -⑧	畜産局長
(3) 家畜改良体制の強化		別添 1 -⑨	畜産局長
4 鶏			
(1) 始原生殖細胞 (P G C s) の凍結保存等技術の習得及び普及		別添 1 -⑩	畜産局長
(2) 始原生殖細胞 (P G C s) の凍結保存等技術を導入及び推進する取組		別添 1 -⑪	畜産局長
(3) 国産鶏種の育種改良推進		別添 1 -⑫	畜産局長

2 本事業については、事業実施計画書に記載された事業実施期間に行われる取組について補助の対象とする。

第4 事業達成状況の報告

実施要領第 5 の事業達成状況の報告（別記様式 2 号）に添付する様式は、別紙 1 様式第 1 号に添付する様式に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の 4 月末までに、第 3 の 1 の表の提出先に提出するものとする。なお、総括表等は、計画と実績が比較できるよう、2 段書きにする（上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入する）こととする。

第5 事業の評価等

- 1 事業実施計画における目標年度及び成果目標は、第 3 の 1 の事業実施計画に添付する様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 実施要領第 6 の事業評価報告書（別記様式 3 号）に添付する様式は下表のとおりとし、事業ごとに、別紙 1 - 1 から 4 までに定める期日までに、第 3 の 1 の表の提出先に提出するものとする。

事業の種類	添付する様式
-------	--------

	共通	事業別
1 乳用牛 （1）遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進 （2）多様な育種素材の評価活用対策	別紙1様式 第2号	— 別添2-①
2 肉用牛 （1）地域固有系統の再構築等支援対策 （2）多様な改良形質の活用推進 ① 新たな改良形質の SNP 解析 （3）多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策 ① 産肉情報基盤の強化・活用 ② 新たな改良形質の検討・評価 ③ 肉用牛の出荷時期早期化対策		— — — — — 別添2-② 別添2-③
3 豚 （1）遺伝子検査等の推進 （2）産肉能力の改良推進 （3）家畜改良体制の強化		— — 別添2-④
4 鶏 （1）始原生殖細胞（P G C s）の凍結保存等技術の習得及び普及 （2）始原生殖細胞（P G C s）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組 （3）国産鶏種の育種改良推進		— — —

第6 助成

実施要領第7の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙1-別表に記載するとおりとする。

第7 不正行為に対する措置

畜産局長は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正またはその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第8 その他

- 畜産局長は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。
- この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要

に応じて農林水産省畜産局畜産振興課長が別に定めるものとする。

別紙1－別表

補助対象経費

1 共通

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	

2 乳用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	家畜等購入費	精液の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	凍結精液使用・管理器具購入費	凍結精液の使用・管理に必要な器具の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	受精卵導入費	受精卵及び性選別受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。
	受精卵生産費・移植費	受精卵の生産に必要な経費及び生産した受精卵を移植する経費	

3 肉用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し交付する奨励金	

	新たな改良形質測定機器の購入費	新たな改良形質を測定するために必要な機器（不飽和脂肪酸を測定するための光学測定器等）の購入にかかる経費	
	生体肉質診断機器の購入費	肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器（肥育牛の肉質を生体で診断するための超音波診断機器等）の購入にかかる経費	

4 豚

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	指定交配を実施する種豚生産者に対し交付する奨励金	
	プログラム開発・改修費	種豚データ収集・分析のためのプログラム開発・改修に係る経費	
	家畜等購入費	種畜及び精液の購入に係る経費	財産管理台帳を整備すること。

5 鶏

費目	細目	内容	留意事項
事業費	システム導入費	始原生殖細胞（PGCs）凍結保存システムの導入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

乳用牛の事業細目

実施要領別紙1の第1の1の乳用牛の事業細目については、次のとおりとする。

第1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。ただし、事業実施主体は、取組主体が新しい形質の開発のために1（2）に取り組む場合、又はホルスタイン種以外（ジャージー種等）の乳用牛の受精卵導入のために2に取り組む場合には取組主体に対し助成できるものとする。

1 遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進

（1）乳用牛改良に必要な遺伝子解析

- ① 乳用牛を選抜するための遺伝子解析検査の実施
- ② ①に基づいた乳用牛の生産

（2）乳用牛改良のために必要なデータの収集

- ① 乳用牛改良に必要な繁殖性・飼料摂取量等の生産性データの収集
- ② 乳用牛改良に必要な体型調査の実施

（3）能力評価の実施

乳用牛改良の円滑な推進を図るため、独立行政法人家畜改良センター（以下、「改良センター」という。）の技術指導の下、乳用牛の血統情報や泌乳等の各種データの集計・分析及び改良センターへのデータ提供等を行うものとする。

2 多様な育種素材の評価活用対策（特色ある優良遺伝子資源の活用のための取組）

- ① 地域における特色ある優良遺伝資源活用計画の策定及びその策定のための推進会議の開催
- ② ①の計画に基づき導入する受精卵及び性選別受精卵の導入

第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件は、以下のとおりとする。

1 遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進

（1）第1の1の（1）の遺伝子解析検査の対象となる乳用牛は、後代検定参加種雄牛（以下、「ヤングサイア」という。）の候補となる雄子牛（以下、「候補雄子牛」という。）、候補雄子牛の父牛、候補雄子牛の母牛及びヤングサイアの娘牛を対象とする。

（2）第1の1の（2）の①及び②については、調査する範囲は全国とし、ヤングサイアを父牛とする雌牛及びその同時期に生まれた雌牛を対象とする。このうち①の飼料摂取量に関するデータを収集するための機器の導入にあたっては、下記の事項に留意するものとする。

- ①導入した機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

（3）第1の1の（2）の②の体型調査の対象は、国内の家畜血統登録機関において登録された雌牛とする。

（4）第1の1の（3）において、改良センターへ提供するデータは、ヤングサイアの

遺伝的能力評価に必要な情報を含むものを対象とする。

- (5) 第1の1の(2)の取組主体となる集団は、複数の構成員が連携して組織する集団であって、以下の要件をすべて満たすものとする。
- ① 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法等を明確にした運営等についての規約の定めがあること。
 - ② 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
 - ③ 乳用牛の飼料摂取量等の生産性データを収集することができる者を構成員として組織していること。
 - ④ 別添1-①イ計画を策定すること。

2 多様な育種素材の評価活用対策

- (1) 本事業の取組主体となる生産者集団等は、要綱別表1の事業実施主体の欄の1の(2)の要件と同一とする。
- (2) 対象となる受精卵及び性選別受精卵は、ホルスタイン種以外の乳用種であって、次に掲げる①から③を全て満たすものとする。
- ① 生産者集団等の策定する特色ある優良遺伝資源活用計画に沿って導入されたものであること。
 - ② 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛を交配して生産されたものであること。
 - ③ 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録され、又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたものであること。

第3 事業評価の提出期日

実施要領別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進	事業実施年度の翌年度の4月末まで
2 多様な育種素材の評価活用対策	事業終了年度の翌年度の4月末まで

肉用牛の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 2 の肉用牛の事業細目については、次のとおりとする。

第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 近交係数の上昇抑制改良手法の検討

- ① 近交係数の上昇抑制改良手法の確立及び活用手法の検討をするため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
- ② ①の改良手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。

(2) 地域固有系統の再構築

牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う、検討会・研修会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導等の取組。

2 多様な改良形質の活用推進

(1) 新たな改良形質の SNP 解析

遺伝的多様性を確保し、和牛改良基盤を強化するため、枝肉形質以外の新たな改良形質に着目したゲノミック評価を実施し、その結果を踏まえた繁殖雌牛の選抜を推進する取組。

3 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

(1) 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛の改良基盤の強化に必要な遺伝的能力評価を行うため、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）の技術指導の下に行う、次の①から③までの取組。

① 遺伝的能力評価情報の活用及び指導

肉用牛の遺伝的能力評価情報を活用した牛群の改良を推進するため、全国的な推進会議を開催するとともに、地域における指導活動を行う取組。

② 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛産肉情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、その結果をデータ提供した生産者等へ提供するとともに、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

③ 血統・登録情報基盤の強化・活用

血統・登録情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

(2) 新たな改良形質の検討・評価

- ① 「食味等」や「繁殖性」等、枝肉形質以外の形質等を含めた新たな評価手法を確立するため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。

- ② 新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入、①の評価手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。

(3) 肉用牛の出荷時期早期化対策

- ① 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器を導入する取組。
② 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器の技術研修会を開催する取組。

第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 対象となる品種等

本事業の対象となる畜種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種とする。

2 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 第1の1の(1)の事業（近交係数の上昇抑制改良手法の検討）の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業の実施及び評価にあたっては、外部有識者に助言を求めること。
② 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第1の1の(2)の事業（地域固有系統の再構築）の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業の対象となる農業者集団が、次の要件を満たすこと。
ア 生産者（3戸以上）が構成員となっていること。
イ 地域の特色ある牛づくりや地域ブランド造りなど、和牛の育種改良に取り組む集団であること。
② 本事業の補助対象経費には、家畜購入費、受精卵導入費及び受精卵生産・移植費は含まれないものとする。

3 多様な改良形質の活用推進

(1) 第1の2の(1)の事業（新たな改良形質のSNP解析）の要件は次に掲げるとおりとし、事業報告書の提出の際には、別紙1様式第2号の4のその他の効果欄に、ゲノミック評価を実施した雌牛の選抜状況を記載すること。

- ① 対象牛を、次のいずれにも該当する牛に限ること。
ア 公益社団法人全国和牛登録協会が発行する子牛登記、若しくは血統証明を有する雌牛、又は子牛登記検査を受検する予定の雌牛であること。
イ ゲノミック評価を実施する月齢が生後10ヶ月齢未満の雌牛であること。

- ② 事業実施主体がゲノミック評価を実施できること。

4 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

(1) 第1の3の(1)の事業（産肉情報基盤の強化・活用）の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業実施主体は、本事業の成果を本事業に参加していない者に対して広く普及するための活動をすること。
② 遺伝的能力評価情報の対象とする肉用牛は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」

という。) が行う登録又は登記の対象となる肉専用種であること。

- ③ 第1の3の(1)の①の地域における指導活動の対象は、和牛改良組合等が組織されるなど、集団的かつ継続的に改良に取り組むことが確実な地域であること。また、地域における指導活動の指導者は、事業実施期間中、遺伝的能力評価情報を利用した指導を継続して行うことができる者であること。
- ④ 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

- (2) 第1の3の(2)の事業（新たな改良形質の検討・評価）の要件は次に掲げるとおりとする。

第1の3の(2)で機器を導入した実証団体は、第3に定める事業評価報告書の提出期日後、引き続き新たな改良形質の評価を行い、第1の3の(2)で導入した機器により収集した測定値は、本機器の法定耐用年数が経過するまで改良センターに提供すること。

- (3) 第1の3の(3)の事業（肉用牛の出荷時期早期化対策）の要件は次に掲げるとおりとする。

第3に定める事業評価報告書の提出期日後、第1の3の(3)の①で導入した機器を引き続き肥育牛の出荷時期の早期化のために利用すること。

第3 事業評価の提出期日

実施要領別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 第1の1、2及び3の事業（次の2に掲げるものを除く。）	事業実施年度の翌年度の4月末まで 事業実施年度の3年後の4月末まで
2 第1の3の(2)のうち、新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入した取組及び第1の3の(3)のうち①の事業	

注 第1の2の(2)及び(3)の事業により機器を導入した場合は、事業評価報告の提出期日までの間、経過を毎年度報告すること。

豚の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 3 の豚の事業細目については、次のとおりとする。

第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 遺伝子検査等の推進

種豚改良の精度向上及び加速化を図るため、新たに実用化された SNP 情報等を活用した改良のために必要な検討会の開催や、サンプルの収集、検査、分析、指定交配等を行う取組。

2 産肉能力の改良推進

産肉能力に関する信頼度の高いデータを収集するため、データ収集体制の構築に向けた検討会の開催や、正確なデータ測定方法の指導、得られたデータの分析等を行う取組。

3 家畜改良体制の強化

(1) 家畜改良計画策定のための検討会開催

国産純粋種豚の改良を推進するため、同協議会における家畜改良計画の策定に必要な検討会を開催する取組。

(2) 国産純粋種豚改良協議会における種豚群拡大

国産純粋種豚改良協議会における種豚群の拡大及び遺伝資源確保を図るため、上記（1）の家畜改良計画に基づき、遺伝的能力評価に基づく種豚の選抜育種を推進していくために必要となる純粋種豚及び家畜人工授精用精液を導入する取組。

(3) 種豚登録に必要なデータ分析及びプログラム開発

（1）及び（2）の取組の推進に向けた種豚登録に必要なデータ分析及びプログラムを開発するための取組。

第 2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 第 1 の 1 の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 検査費等の補助対象となる豚は、純粋種豚の繁殖能力、産肉能力又は肉質の改良に資するものに限ることとする。

(2) 指定交配費は、以下の要件を全て満たすものを補助対象とする。

① 指定交配を行う豚は、雌雄ともに種豚登録及び遺伝子検査が行われていることのほか、検討会（第 1 の 1 に規定する検討会をいう。以下②において同じ。）で定める条件を満たすものとする。

② 当該交配により得られた産子については、原則として全頭繁殖能力、産肉能力又は肉質に関する遺伝子検査を行い、その結果を個体の特徴と併せて速やかに検討会に報告するものとする。

③ 当該交配により得られた産子について、子豚登記を 1 頭以上行うこととする。

2 第 1 の 2 の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

第1の2の取組は、純粋種豚の改良に資するものに限ることとする。

3 第1の3の事業の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 第1の3の(1)及び(2)の取組は、国産純粋種豚改良協議会における純粋種豚の改良に資するものに限ることとする。また、第1の3の(3)の取組は、種豚改良の精度向上・加速化に向けた種豚登録に必要なデータ収集・分析に資するものとする。

(2) 第1の3の(2)の取組のうち、補助対象となる純粋種豚

① 品種

ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種、ハンプシャー種、バークシャー種、ヨークシャー種

② 月齢等

導入対象となる純粋種豚は、次のア又はイのいずれかの要件に該当するものとする。

ア 国内で生産され、一般社団法人日本養豚協会（以下「養豚協会」という。）が証明する生後3ヶ月齢以上15ヶ月齢以内のものであって、当該対象豚又はその両親のいずれか1頭以上が、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）による遺伝的能力評価を受けた能力調査実施豚であること。

イ 海外から導入し、養豚協会が証明する種豚登録豚で生後15ヶ月齢以内のものであって、改良センターによる遺伝的能力評価を受けた能力調査実施豚であること。

③ 産子の子豚登記等

導入後、純粋種の産子を得るための交配に使用し、事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）の当該年度を含む3ヶ年度以内に、特段の理由がある場合を除き、年1回はその産子の子豚登記を行うものとする。なお、この実施においても、純粋種の産子の子豚登記及び種豚登録を行うよう努めることとする。また、交配により得られた産子については、遺伝的能力評価に必要なデータを養豚協会に報告するものとする。

ただし、交配により得られた純粋種の産子を子豚登記することができなかつた場合は、事業実施主体は実績報告書及び事業成果報告書に証明する書類を添付の上、報告することとする。

④ 補助対象豚の管理・飼養規定

国産純粋種豚改良協議会は、補助対象となる純粋種豚を導入する場合には、その導入前に、以下の事項に関する導入種豚の管理・飼養規程を設けるものとする。また、国産純粋種豚改良協議会は、規程を設けた後、これを速やかに事業実施主体に提出するものとする。

ア 導入種豚の所有及び飼養場所に関する事項

イ 導入種豚の飼養基準に関する事項

ウ 導入種豚の管理及び飼養費に関する事項

エ その他導入種豚の管理、飼養、構成会員への貸付等必要な事項

⑤ 補助対象豚の貸付

国産純粋種豚改良協議会は、導入した純粋種豚を同協議会の構成会員に貸し付

ける場合については、次の事項についての貸付契約を締結するものとする。また、国産純粋種豚改良協議会は、自ら締結した貸付契約書の写しを、事業実施主体に提出し、事業実施主体はこれを実績報告書に添付するものとする。なお、導入する種豚の購入元とその種豚の貸付先の構成会員は、それぞれ別に養豚業を営む事業者であることとする。

ア 導入種豚の内容（品種、個体番号等）に関する規定

イ 導入種豚の貸付期間に関する規定

ウ 導入種豚の適正な飼養法に関する規定

エ その他導入種豚の貸付に必要な規定

⑥ 補助対象豚の飼養期間及び取扱い

補助を受けて導入種豚を、導入後3年間は純粋種豚生産のために飼養することとし、やむを得ない事由によりその中途で飼養できなくなった場合には、事業実施主体は、速やかに畜産局長に報告するものとする。この場合においては、畜産局長は、事業実施主体に対し、当該種豚の処分により得た価格又は残存簿価額のいずれか高い金額に補助率を乗じて得た額（ただし、補助金額を上限とする）を直ちに返還するように命じることができる。ただし、災害、盜難、疾病等、導入種豚を管理及び飼養する者の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合には、この限りでない。

(3) 第1の3の(2)の取組のうち、補助対象となる家畜人工授精用精液（以下「精液」という。）

① 補助対象となる精液の取扱い

導入する精液は、次のアからウの要件に該当するものとし、補助を受けて導入した精液は、事業実施年度内に国産純粋種豚改良協議会における純粋種豚生産のため、同協議会の構成会員が使用するものとする。なお、導入する精液の購入元とその精液を使用する構成会員は、それぞれ別に養豚業を営む事業者であることとする。

ア 国内で生産又は海外から導入した種雄豚由来であって、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第3項に基づく等級が、特級、1級又は2級のものから採取された精液であること。

イ 改良センターによる遺伝的能力評価を受けた能力調査実施豚から採取された精液であること。

ウ 品種ごとに示される育種価又は期待育種価を活用することで、交配により得られる産子の産肉能力や繁殖能力の向上が見込まれる精液であること。

② 産子の子豚登記等

導入した精液から産生された産子については、特段の理由がある場合を除き、事業実施期間の当該年度を含む2ヶ年度以内に子豚登記を行うものとする。また、交配により得られた産子については、遺伝的能力評価に必要なデータを養豚協会に報告するものとする。

ただし、導入した精液から得られた産子を子豚登記することができなかつた場合は、事業実施主体は実績報告書及び事業成果報告書に証明する書類を添付の上、報告することとする。

第3 事業評価の提出期日

実施要領の別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 第1の1、2並びに3の(1)及び(3)の事業	成果目標設定年度の翌年度の4月末日まで
2 第1の3の(2)の事業	① 事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度の実績を翌年度の4月末日まで ② 成果目標設定年度が事業終了年度の翌々年度以降の場合は、①に加えて成果目標年度の実績値及び成果目標の達成状況等について成果目標設定年度の翌年度の4月末日まで

鶏の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 4 の鶏の事業細目については、次のとおりとする。

第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及

(1) 技術習得の推進

改良増殖を重ねてきた地鶏等の近交係数の上昇を抑制し生産性を回復させることや、高病原性鳥インフルエンザにより改良してきた系統が全て殺処分されても再生（遺伝資源の再生）を可能とする始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術について、実技指導等の技術習得に必要な技術者養成研修会を開催する取組。

(2) 技術普及の推進

始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を広く普及するため、改良現場の養鶏関係者を対象としたセミナー又は情報交換会を開催する取組。

2 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組

遺伝資源の安定的かつ持続的なリスク管理を定着させるため、種鶏の始原生殖細胞（PGCs）凍結保存に必要なシステムを導入する取組。

3 国産鶏種の育種改良推進

国産鶏種の育種改良を推進するため、喧噪性等の課題に関する実態調査・検討会を開催する取組。

第 2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及

(1) 本事業の事業実施主体は、要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 1 の（3）の要件と同一とする。

(2) 本事業の事業実施主体は、第 1 の 1 の全ての事業を実施するものとする。

(3) 第 1 の 1 の（1）及び（2）の事業の補助対象は、種鶏の産卵性又は増体性等の改良に資するものに限ることとする。

(4) 第 1 の 1 の（1）の事業における技術者養成研修会に参加できる研修生は、始原生殖細胞（PGCs）を活用した改良体制の構築に取り組む都道府県等から原則各 1 名とし、第 1 の 2 の事業の事業実施主体からの参加者を優先するものとする。

(5) 第 1 の 1 の（1）の事業における技術者養成研修会に必要な補助を受けて導入した機材等は、取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規定を定め、始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の普及のために使用するものとする。

2 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組

(1) 本事業の事業実施主体は、要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 1 の（3）の要件と同一とする。

(2) 第 1 の 2 の事業の補助対象は、始原生殖細胞（PGCs）を用いた凍結保存に必

要なシステムとして導入した機材等であり、種鶏の産卵性又は増体性等の改良に資するものに限ることとするが、家畜購入費及び受精卵導入費は含まないものとする。

- (3) 補助を受けて導入した始原生殖細胞（P G C s）凍結保存システムの機材等は、取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規定を定め、始原生殖細胞（P G C s）を活用して事業実施主体が保有する遺伝資源のリスク管理及び改良増殖を行うために使用するものとする。
- (4) 本事業で収集、蓄積、分析した情報及び抽出した始原生殖細胞（P G C s）等試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について、必要な規定を定め、適切に取り扱うこと。
- (5) 本事業の事業実施主体は、第1の1の（2）のセミナーにおいて、本事業に参加していない者に対し、始原生殖細胞（P G C s）の凍結保存等による近交係数の上昇抑制及び遺伝資源再生に係る取組を普及するための講義を実施すること。また、講義の実施に当たっては、必要な機器や会場等の選定、講義内容の検討等、セミナー開催に向け第1の1の事業実施主体と協力して取り組むこと。

3 国産鶏種の育種改良推進

- (1) 本事業の事業実施主体は、要綱別表1の事業実施主体の欄の1の（3）の要件と同一とする。
- (2) 本事業の補助対象は、国産鶏種の育種改良に資するものに限ることとする。

第3 事業評価の提出期日

実施要領別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は、下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
第1の1、2及び3の事業	事業実施年度の翌年度の4月末まで

別紙1様式第1号（共通）（第3の1関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(家畜能力等向上強化推進)

1 事業の種類

(注) 要綱別表1の「事業内容」を記載すること。

2 事業の目的（変更理由）

3 事業実施方針

(注) 事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制等を記載すること。

4 総括表

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	

(注) 事業内容欄は、要綱別表1の「事業内容」ごとに、実施する取組の内容を具体的に記載すること。

5 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標	検証方法	事業実施効果
現状値：（年度）		
目標値：（年度）		

(注) 1 成果目標の欄は、定量的な指標を設定すること。

2 検証方法の欄は、目標値を具体的に検証する手法を記載すること。

6 事業実施予定期間

年　月　日　～　年　月　日

別添1－①ア（乳用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(乳用牛のうち「遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進」)

1 事業実施計画（又は実績）

(1) 遺伝子解析情報を活用した長命連産性等に優れた乳用牛の改良推進計画（又は実績）

評価方法	評価頭数	選抜基準	選抜頭数	備考

(2) 乳用牛改良に必要なデータの収集計画（又は実績）

① 乳用牛改良に必要な繁殖性・飼料給与量等の生産性データの収集計画（又は実績）

方法	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合計					

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

② 乳用牛改良に必要な体型調査の実施計画（又は実績）

調査方法	調査内容	調査頭数	調査時期	備考

(注) 各県ごとの調査計画頭数（又は実績）を添付すること。

(3) 能力評価の実施計画（又は実績）

集計、情報提供項目	集計、情報提供内容	備考

別添1-①イ（乳用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(乳用牛のうち「遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進」)

1 事業の内容

(1) コンソーシアムの設置・運営

会議等	開催時期・場所	構成及び人数	会議等の開催

(2) データの収集

データの種類	収集場所	頭数	方法	積算根拠	事業費	補助金	備考

別添1－②（乳用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(乳用牛のうち「多様な育種素材の評価活用対策」)

1. 優良遺伝資源活用推進会議の開催計画（又は実績） (単位：円)

回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

2. 優良受精卵等の導入計画（又は実績）

(1) 優良受精卵の導入 (単位：円)

方法	内容	個数	導入の理由	導入の効果	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 1 積算根拠は、受精卵の個数、納入単価、消費税を供卵牛1頭ごとに個体識別番号(輸入受精卵であっては登録番号)とともに記述すること。

2 事業費は、受精卵の納入価格、消費税の合計額を記載すること。

3 補助金は、受精卵1個当たりの納入価格の1／2と50,000円のいずれか低い額を記載すること。

4 備考欄に、供卵牛の品種、交配種雄牛の品種及び略号を記載すること。

(2) 性選別優良受精卵の導入 (単位:円)

方法	内容	個数	導入の理由	導入の効果	積算根拠	事業費	補助金	備考
合計								

(注) 1 積算根拠は、受精卵の個数、納入単価、消費税を供卵牛1頭ごとに個体識別番号(輸入受精卵であっては登録番号)とともに記述する。

2 事業費は、受精卵の納入価格、消費税の合計額を記載すること。

3 補助金は、受精卵1個当たりの納入価格の1／2と65,000円のいずれか低い額を記載すること。

4 備考欄に、供卵牛の品種、交配種雄牛の品種及び略号を記載すること。

3. その他

(1) みどりのチェックシートの実践

- ・全ての本事業の受益者から「みどりチェック」のチェックシート（畜産経営体向け）を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

(2) 厚生年金及び健康保険への加入状況

- ・本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入（法人のみ）

(3) 配合飼料価格安定制度への加入状況

- ・全ての本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

※3の（1）～（3）は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

※3の（2）は、受益者に法人がない場合は削除すること。

別添1－③（肉用牛関係）

〇〇年度度畜產生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(肉用牛のうち「地域固有系統の再構築等支援対策」)

1 近交係数上昇抑制改良手法の検討

(1) 検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	内容	備考

(2) サンプルの採材・解析の計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

(3) 解析システムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備考

2 地域固有系統の再構築支援

(1) 地域検討会等の開催計画（又は実績）

時期	場所	内容	備考

(2) 系統分類手法確立・活用手法の実施計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

別添1-④（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（産肉情報基盤の強化・活用）」)

1 検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	参集範囲	内容	備考

2 産肉情報基盤強化・活用事業の実施計画（又は実績）

（1）枝肉格付情報の収集・分析計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

（2）血統情報の収集・分析計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

（3）産肉情報にかかるシステムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備考

別添1－⑤（肉用牛関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（新たな改良形質の検討・評価）」)

1 検討委員会の開催計画（又は実績）

時期	場所	収集範囲	内容	備考

2 新たな改良形質測定機器の導入（又は実績）

時期	導入機器	取組内容	備考

3 サンプルの採材・解析の計画（又は実績）

時期	項目	方法	内容	備考

4 システムの開発・整備計画（又は実績）

時期	区分	内容	備考

別添 1 -⑥ (肉用牛関係)

○○年度畜產生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(肉用牛のうち「多様な改良情報の収集・分析等対策（肥育牛の出荷時期早期化対策）」)

1 生体肉質診断機器の導入計画（又は実績）

時期	導入機器	取組内容	備考

2 技術研修会の開催計画（又は実績）

回数	時期	場所	研修対象者 及び人数	取組内容	備考

別添 1-⑦ (豚関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(豚のうち「遺伝子検査等の推進」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（電話番号、住所等）

2 事業実施主体の概要

構成員数：（　　）人

子取り用雌豚の総飼養頭数：（　　）頭

前年度出荷総頭数（実績）：（　　）頭

3 事業参加者の概要

事業参加者名	住 所	飼 養 状 況				前年度純粹種豚 出荷頭数（実績） (頭)	
		品 種	純粹種豚 (頭)		雄	雌	
			雄	雌			
計（　　人）							

(注) 1 「事業参加者名」欄には、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。）並びに畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人にあっては、検査実施者を記載すること。

- 2 「純粹種豚」のうち「雄」は、生後 10 カ月以上で、種付けを目的として飼養している純粹種雄豚とする。
- 3 「純粹種豚」のうち「雌」は、生後 6 カ月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している純粹種雌豚とする。
- 4 一構成員が複数品種を飼養する場合は、品種ごとに記入すること。

4 SNP 検査等の計画（又は実績）

構成 員名	費用項目	検査等の 対象形質	員数	事業費			備考
				(円)	補助金	自己負担額	
計（　　人）							

(注) 1 「備考」欄には、実績報告の際は、費用項目ごとに検査等にあたった者又は組織名を記載すること。

- 2 構成員ごとに記入すること。
- 3 実績報告書の提出時には、指定交配に使用した導入精液の精液証明書、人工授精に使用された日が分かる書類等の写し（人工授精記録台帳の写し等）、指定交配により得られた産子の一般社

団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写しを添付すること。

5 SNP 検査の活用計画（又は実績）

現在の課題	本事業成果の活用方針

(注) 豚改良に係る現状の課題とそれに対して本事業でどのように取り組み、具体的な対策を講じるか課題別に記入すること。

6 遺伝子検査等の推進に係る検討会の開催

(1) 検討会名、担当者、連絡先（電話番号、住所等）

(2) 検討会の目的、検討事項

(3) 検討会の開催計画（又は実績）

開催時期	場 所	検討事項等	備考

(注) 「検討事項等」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

7 添付資料

別添1－⑧（豚関係）

〇〇年度度畜產生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(豚のうち「産肉能力の改良推進」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（電話番号、住所等）

2 事業実施主体の概要

構成員数：（　　）人

子取り用雌豚の総飼養頭数：（　　）頭

前年度出荷総頭数（実績）：（　　）頭

3 検討委員会名、担当者、連絡先（電話番号、住所等）

4 検討委員会の目的、検討事項

5 検討委員会の開催計画（又は実績）

開催時期	場 所	検討事項等	備考

（注）「検討事項等」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

6 添付資料

別添 1－⑨（豚関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(豚のうち「家畜改良体制の強化）

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（電話番号、住所等）

2 家畜改良計画策定のための検討会開催（又は実績）

（1）家畜改良計画策定

現状の課題	本事業での具体化策

（2）検討会開催計画

開催時期	場 所	成果目標の具体的な内容	備考

（注）「成果目標の具体的な内容」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

3 国産純粋種豚改良協議会における種豚群拡大

（1）国産純粋種豚改良協議会の構成会員、担当者、連絡先（電話番号、住所等）

（2）種豚導入計画

会員名	品種	導入の 理由	導入計画種豚（頭）			事業費		
			雄	雌	計	(円)	補助金	自己負担額
合 計								

（注）1 種豚導入を行う会員が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記入すること。

2 実績報告書の提出時には、一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書、種豚登録証明書又は血統能力証明書の写し、種豚購入伝票の写し等を添付すること。また、事業実施の翌年度分の報告からは事業参加者ごとの遺伝的能力評価の写しを添付すること。

（3）精液導入計画

会員名	品種	導入の 理由	導入計画 本数（本）	性状	事業費 (円)	補助金	自己負担額
合 計							

（注）1 種豚導入を行う会員が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記入すること。

- 2 「性状」欄には液状、凍結の別を記入すること。
- 3 一事業参加者が性状の異なる精液を導入する場合は、性状ごとに記入すること。
- 4 実績報告書の提出時には、補助対象となる導入精液の精液証明書、補助を受けて導入した精液等から得られた産子の一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入精液の購入金額が分かる領収書等の写し、人工授精に使用された日が分かる書類等の写し（人工授精記録台帳の写し等）を添付すること。なお、不受胎等を含め、産子を子豚登記できなかった場合は、獣医師等の証明の写し等を添付すること。

4 種豚登録に必要なデータ分析及びプログラム開発

時期	区分	内容	備 考

5 その他

(1) みどりのチェックシートの実践

- ・全ての本事業の受益者から「みどりチェック」の（畜産経営体向け）を徴収し、その内容を確認した場合は、右の□に✓を記入

(2) 厚生年金及び健康保険への加入状況

- ・本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入（法人のみ）

(3) 配合飼料価格安定制度への加入状況

- ・全ての本事業の受益者の加入状況について確認した場合は、右の□に✓を記入

※5の（1）～（3）は、実績報告書の提出時のみ記入すること。

※5の（2）は、受益者に法人がない場合は削除すること。

6 添付資料

別添 1 -⑩ (鶏関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(鶏のうち「始原生殖細胞（P G C s）の凍結保存等技術の習得及び普及」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（住所、電話番号等）

2 事業実施主体の概要

事務局代表者：

会計責任者：

（協議会の場合のみ）構成する組織、団体、共同機関名：

3 技術者養成研修会及びセミナー等開催計画

	開催時期	場 所	成果目標の具体的な内容	備考
技術者養成 研修会				
セミナー				
情報交換会				

（注）「成果目標の具体的な内容」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

4 技術者養成研修会のための機材等導入計画

品名	導入数 (台)	事業費 (円)	備考
計			

5 添付資料（添付しない書類名は削除すること）

定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）

別添 1 -⑪（鶏関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書 (鶏のうち「始原生殖細胞（P G C s）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（住所、電話番号等）

2 事業実施主体の概要

事務局代表者：

会計責任者：

（協議会の場合のみ）構成する組織、団体、共同機関名：

3 成果目標の具体的な内容

--

（注）1 一事業参加者が複数品種で始原生殖細胞（P G C s）を活用する場合は、品種ごとに記入すること。

2 実施要領別紙1-4の第1の（2）の事業のセミナーに参加し、本事業に参加していない者に対して技術普及する活動を記載すること。

4 始原生殖細胞（P G C s）の適切な管理計画

現状	本事業実施後

（注）一事業参加者が複数品種で始原生殖細胞（P G C s）を導入する場合は、品種ごとに記入すること。

5 始原生殖細胞（P G C s）凍結保存システム導入計画

品名	個数	単価 (円)	事業費 (円)		
				補助金	自己負担額
計					

6 鶏改良推進計画

現状の課題	本事業での具体化策

（注）事業参加者における鶏改良及び生産体制に係る現状の課題と、本事業に取り組むことになる具体的な対策の方向性について記入すること。

7 添付資料（添付しない書類名は削除すること）

定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）

別添1-⑫（鶏関係）

○○年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
(鶏のうち「国産鶏種の育種改良推進」)

1 事業実施主体名、代表者、連絡先（住所、電話番号等）

2 事業実施主体の概要

事務局代表者：

会計責任者：

（協議会の場合のみ）構成する組織、団体、共同機関名：

3 検討会の開催計画

	開催時期	場 所	成果目標の具体的な内容	備考

（注）「成果目標の具体的な内容」の欄には、検討、調整が必要な事項等を具体的に記載すること。

4 添付資料（添付しない書類名は削除すること）

別紙1 様式第2号（共通）（第5の2関係）

○○年度事業評価報告書
(家畜能力等向上強化推進)

1 事業の種類

(注) 実施要綱別表の「事業内容」を記載すること。

2 事業の内容

3 事業実施期間

事業開始年月日	事業終了年月日	備 考
年 月 日	年 月 日	

4 成果目標の達成状況

成果目標	実績値	成果の達成状況
現 状 値： (年度)		
目 標 値： (年度)		
その他効果：		
所 見：		

(注) 1 その他効果欄は、成果目標以外の事業効果等について記載する。

2 所見欄は、本事業の総合的な評価等を記載する。また、達成状況が低い場合の改善方法等を記載する。

別添2-①(乳用牛関係)

○○年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
(家畜能力等向上強化推進のうち多様な育種素材の評価活用対策)

導入受精卵等管理台帳

1 優良受精卵の導入

検定組合等名：
担当技術者名：

品種	導入元	供卵牛		交配種雄牛		受精卵 証明書 番号	受卵牛				産子			備 考
		名号	登録番号	名号	登録番号		移植年 月 日	個体識別 番号	飼養 者	妊否	生年 月日	性別	個体識別 番号	
	○○県													
	○○国													

(注)流産、死産等についてはその旨を備考に記載すること。

流産あるいは死産の場合であっても、できるだけ性別は確認し記載すること。

輸入受精卵の場合には、供卵牛の個体識別番号の欄には海外産供卵牛の血統登録番号を記載すること。

2 優良性選別受精卵の導入

検定組合等名：
担当技術者名：

品種	導入元	供卵牛		交配種雄牛		受精卵 証明書 番号	受卵牛				産子			備 考
		名号	登録番号	名号	登録番号		移植年 月 日	個体識別 番号	飼養 者	妊否	生年 月日	性別	個体識別 番号	
	○○県													
	○○国													

(注)流産、死産等についてはその旨を備考に記載すること。

流産あるいは死産の場合であっても、できるだけ性別は確認し記載すること。

輸入受精卵の場合には、供卵牛の個体識別番号の欄には海外産供卵牛の血統登録番号を記載すること。

別添2-②(肉用牛関係)

○○年度畜產生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
(家畜能力等向上強化推進のうち新たな改良形質の検討・評価)

1 導入機器の使用状況

実証団体名	導入機器による 測定値数	測定結果の概要	備考

2 所見・評価

別添2-③(肉用牛関係)

〇〇年度畜產生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
(家畜能力等向上強化推進のうち肉用牛の出荷時期早期化対策)

1 肥育牛の出荷時期早期化の状況

導入箇所名()

	導入前年度 (年度)	導入年度 (年度)	導入1年後 (年度)	導入2年後 (年度)	備考
測定実施農家戸数					
測定実施頭数					
出荷頭数					
平均出荷月齢					

(注) 1 本表は導入箇所ごとに作成すること。

2 測定実施頭数、出荷頭数及び平均出荷月齢は、測定実施農家における肥育牛を集計の対象とすること。また、測定頭数は実頭数とすること。

2 所見・評価

(注) 1 導入箇所ごとに記入すること。

2 機器導入による出荷時期早期化の状況に関する所見・評価に加えて、機器の活用方法や測定対象とした肥育牛の考え方、本事業以外の出荷時期早期化に向けた取組等についても具体的に記入すること。

別添2-④(豚関係)

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業評価報告書
(家畜能力等向上強化推進のうち豚)

1 導入種豚の飼養状況

会員名	品種	性別	個体識別番号 (子豚登記番号又は 種豚登録番号)	産次 (回)	合計 産子数 (頭)	備 考
計 (人, 頭)						

- (注) 1 導入を行う会員が複数頭数を導入する場合は、個体ごとに記入すること。
- 2 「産次(回)」の欄には、導入種豚が雌の場合は産次を記入し、雄の場合は「- (ハイフン)」を記入すること。
- 3 「合計産子数(頭)」欄には、交配によって得られた全産次の離乳頭数の合計を記入すること。
- 4 不受胎等を含め、産子が子豚登記できなかった場合は、「合計産子数(頭)」欄に「- (ハイフン)」を記入するとともに、獣医師等の証明の写し等を添付すること。

2 導入精液の使用状況

会員名	品種	性状	精液識別番号 (子豚登記番号又は 種豚登録番号)	合計 産子数 (頭)	備 考
計 (人, 本)					

- (注) 1 導入を行う会員が複数精液を導入する場合は、精液ごとに記入すること。
- 2 「性状」欄には液状、凍結の別を記入すること。
- 3 「合計産子数(頭)」欄には、交配によって得られた全産次の離乳頭数の合計を記入すること。
- 4 不受胎等を含め、産子が子豚登記できなかった場合は、「合計産子数(頭)」欄に「- (ハイフン)」を記入するとともに、獣医師等の証明の写し等を添付すること。

3 評価・所見

(注) 成果目標年度の実績値及び成果目標の達成状況等を記載すること。その際、実績値が目標値に達していない場合は、その理由等を記載すること。

4 添付資料

※ 補助を受けて導入した種豚又は精液並びに当該種豚又は精液から生産された産子の遺伝的能力評価に関する書類を添付すること。